

第1章 総則

第1節 計画の策定

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定（原子力災害対策については、これに加えて原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）を含める。）に基づき、越前町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関する諸事項を定め、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関が、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

| 構成 | 内容 |
|---------------|---|
| 第1編 総則 | 町及び関係機関が防災に関して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。 |
| 第2編 災害予防計画 | 災害の発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるための諸施設の整備や、災害が発生した場合の応急対策を迅速かつ的確に実施する防災体制の整備、震災、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。 |
| 第3編 一般災害対策計画 | 風水害、雪害、大規模事故等における応急対策、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に、町及び関係機関が行うべき応急対策について定める。 |
| 第4編 震災対策計画 | 地震・津波発生直後の町及び関係機関が行うべき応急対策、人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に、町及び関係機関が行うべき応急対策について定める。 |
| 第5編 原子力災害対策計画 | 原子力事業者の原子炉（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）事業所外運搬（以下原子力災害対策計画において「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、関係機関がとるべき措置を定める。 |
| 第6編 災害復旧・復興計画 | 町民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針等について定める。 |
| 資料編 | 上記各計画に関連する資料 |

第3 計画の性格

この計画は、町域に係る災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び福井県地域防災計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

町等関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

第4 計画の周知徹底

この計画は、関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認めるものについては、町民に対して周知徹底を図る。また、各関係機関は、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

第5 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、災害による人的な被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う町民運動の展開に努める。また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

さらに、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての県民が災害から自らの命を守るためには、町民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組む。

第6 計画の修正

この計画は恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、福井県地域防災計画の修正が行われた場合など、必要があると認めるときは越前町防災会議においてこれを修正する。

なお、原子力災害対策計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第2節 越前町の概況

第1 位置及び地勢

越前町は、平成17年2月に朝日町、宮崎村、越前町及び織田町の4町村が合併して誕生した町で、福井県嶺北地方の西端に位置する。

町の大きさは、東西約17.9km、南北約17.3km、面積153.15km²で、西は日本海に面し、東は鯖江市、南は越前市、南越前町、北は福井市とそれぞれ接している。

町の大部分は越前岬を抱える丹生山地に属し、500m級の山々が海岸線付近まで迫ることから、越前岬を中心とした風光明媚な海岸線は昭和43年に越前加賀海岸国定公園に指定されている。また、町の東側は武生盆地の西縁に位置するものの、その面積は狭く、その他の平坦地も海岸線に沿って点在する海岸段丘や、主に天王川の流域に分布する河岸段丘のみであり、町域の大部分は山地で占められる。

第2 自然条件

1 気象

町の気候は北陸地方特有の日本海型気候で、多雨多湿地帯に属しているが、海岸、平野、山地などの地形的な影響を受け、地域によって気象状況が複雑に変化する特性があり、次のように概説される。

(1) 気温

本町における年間平均気温は14℃前後を示すが、町の西方に位置する沿岸部は、対馬海流が北上してくる地理的な条件下にあるため、冬期は他の地域より特に温暖で、月平均気温の最低値が5℃を下回ることがない。しかしながら、丹生山地のほぼ中央に位置する地域では、気温の年較差が大きく内陸型の気温変化を示す。

(2) 降水量

町の平均的な年間降水量は2,100mm前後であるが、丹生山地など起伏に富む地形を擁するため、地域の降水量が多くなる傾向を示す。逆に、対馬海流が北上する沿岸部は、福井県下でも最も降水量が少なく、年間降水量は1,500mm前後である。

なお、降水量を季節的にみると、12月から翌年1月にかけての降水量が多く、4月及び8月の降水量が少なくなる特徴を持つ。

(3) 降雪の深さ

町域の降雪の深さは地域的な違いが大きく、丹生山地のほぼ中央に位置する地域では、1月～2月の積雪が40cm以上に達することが多いが、沿岸部は冬期が温暖な気候にあることから、最深でも10cm程度の積雪に留まり、福井県下でも積雪の少ない地域となっている。

[気温、降水量、積雪量]

| 主な観測データ（福井地方气象台） | | | | | | | | |
|------------------|---------------|------|-------------|---------|---------|-------|-----|------|
| 項目 | 平成30年～令和4年 平均 | | | | | | | |
| | 月別平均気温（℃） | | 月別平均降水量（mm） | | | 最深積雪量 | | |
| 観測地点 | 福井 | 越廼 | 福井 | 越廼 | 武生 | 福井 | 越廼 | 武生 |
| 1月 | 3.4 | 5.8 | 286.9 | 209.6 | 249.0 | 45.8 | 0.0 | 31.2 |
| 2月 | 4.2 | 6.1 | 177.5 | 125.5 | 174.1 | 42.4 | 0.0 | 36.8 |
| 3月 | 8.8 | 9.8 | 152.1 | 151.7 | 150.7 | 9.2 | 0.0 | 10.8 |
| 4月 | 13.0 | 13.2 | 157.4 | 170.0 | 166.2 | | | |
| 5月 | 18.6 | 18.4 | 163.1 | 151.2 | 151.8 | | | |
| 6月 | 23.0 | 22.3 | 162.7 | 167.4 | 156.1 | | | |
| 7月 | 26.6 | 26.1 | 301.8 | 275.3 | 240.5 | | | |
| 8月 | 28.1 | 27.7 | 246.2 | 183.4 | 235.0 | | | |
| 9月 | 24.0 | 23.9 | 233.7 | 250.5 | 213.2 | | | |
| 10月 | 17.5 | 18.5 | 133.8 | 139.8 | 128.6 | | | |
| 11月 | 12.2 | 14.0 | 131.1 | 126.5 | 119.2 | | | |
| 12月 | 6.3 | 8.6 | 321.7 | 211.6 | 306.5 | 16.4 | 0.0 | 14.4 |
| 平均・年間 | 15.5 | 16.2 | 2,468.0 | 2,162.5 | 2,290.9 | | | |

○月間降水量の最小値

| | | |
|----|--------|---------|
| 福井 | 令和元年9月 | 62.0 mm |
| 越廼 | 令和2年5月 | 56.0 mm |
| 武生 | 令和2年8月 | 48.0 mm |

○月間降水量の最大値

| | | |
|----|---------|----------|
| 福井 | 平成30年9月 | 509.5 mm |
| 越廼 | 平成30年9月 | 523.5 mm |
| 武生 | 平成30年9月 | 484.0 mm |

○最深積雪量の最大値

| | | |
|----|---------|----------|
| 福井 | 平成30年2月 | 147.0 cm |
| 武生 | 平成30年2月 | 130.0 cm |

2 地形・地質の概要

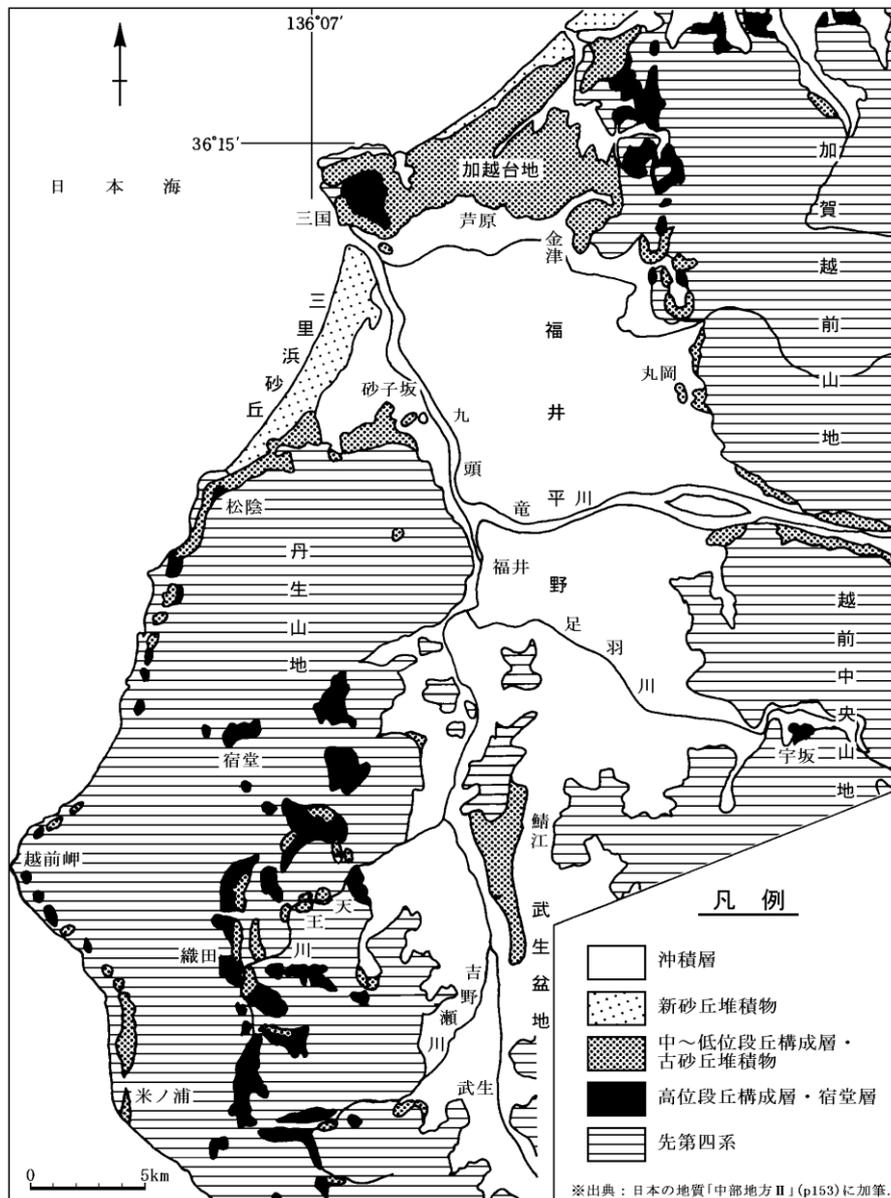
町域の地形は、武生盆地の西縁に位置する低地と、その西側に広がる丹生山地に大別される。このうち、町の位置する丹生山地の中部地域には、武生盆地へ流れ出る天王川流域に高位・中位・低位に区分される段丘面が分布する。また、海岸沿いの標高 30～60m と 80～120m の位置には海成段丘として区分される平坦地が点在する。

丹生山地は起伏量 200～400m の小起伏山地を形成しており、町の北部には金比羅山 (347.4m) や六所山 (698.3m) が連なる。また、西部～南部にかけて城山 (513.0m) や若須岳 (564.1m) がそびえ、海岸部を除くと、山地の西側ほど標高が高くなる特徴を持つ。

一方、町域を構成する地質は、山地においては安山岩や流紋岩を主体とした火山岩類やこれを貫く花崗岩類、あるいは凝灰岩などが分布する。また、山間の平坦地を形成する段丘は未固結の砂礫層を主体とし、山地を形成する基盤岩類を覆って分布する。

なお、町の東縁に広がる低地は武生盆地に属し、三角州性の砂・泥から構成される最も新しい地層である。

[地質分布]



※出典：日本の地質「中部地方Ⅱ」(p153)に加筆。

第3 社会条件

1 人口及び世帯数

本町の令和2年10月1日現在（国勢調査）の人口は20,118人で、世帯数は6,581世帯である。また、年齢別の人口構成は、65歳以上の高齢人口が35%以上を占める一方、0～14歳の幼少年年齢人口は11%台に止まっており、少子高齢化が進行している。

2 社会経済的条件

町の主要道路としては、山間部に点在する平坦地を結ぶように国道365号及び417号や主要地方道 武生米ノ線が東西方向に通るほか、国道305号が海岸線に沿って南北方向に延び、武生盆地と越前海岸を結ぶ交通の要所となっている。

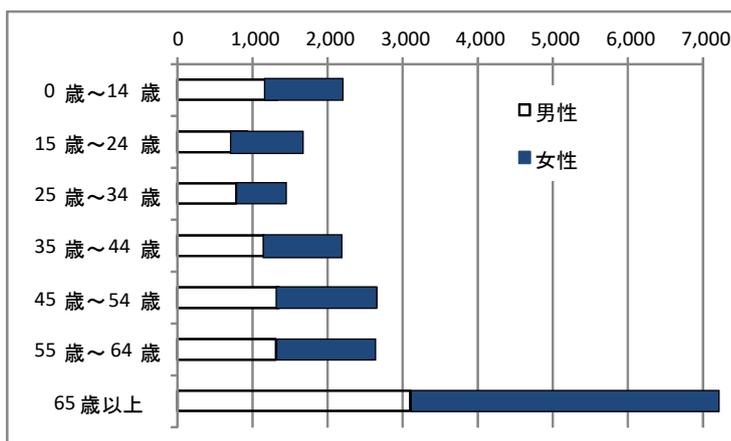
一方、町の産業別就業人口の割合は、農業や漁業を主体とする第一次産業の変化は小さいものの、近年は第二次産業が減少し、サービス業を含む第三次産業が増加する傾向にある。また、地域資源として越前岬などの恵まれた自然や文化財に恵まれることから、本町は県内でも有数の観光地となっており、令和2年の就業人口の57%以上は第三次産業に従事している。

[人口]

| 区分 | 世帯数 (世帯) | 総数 (人) | 男性 (人) | 女性 (人) | 男性/女性 (%) | 1世帯当 たり人員 (人) |
|---------------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------------|---------------------|
| 平2.10.1 (国調) | 6,223 | 25,448 | 12,249 | 13,199 | 92.8 | 4.1 |
| 平7.10.1 (国調) | 6,379 | 25,158 | 12,060 | 13,098 | 92.1 | 3.9 |
| 平12.10.1 (国調) | 6,619 | 25,017 | 11,973 | 13,044 | 91.8 | 3.8 |
| 平17.10.1 (国調) | 6,670 | 23,995 | 11,447 | 12,548 | 91.2 | 3.5 |
| 平22.10.1 (国調) | 6,728 | 23,160 | 11,036 | 12,124 | 91.0 | 3.4 |
| 平27.10.1 (国調) | 6,560 | 21,538 | 10,333 | 11,205 | 92.2 | 3.3 |
| 令2.10.1 (国調) | 6,581 | 20,118 | 9,725 | 10,393 | 93.6 | 3.1 |

[年齢階級別人口] (令和2年国勢調査)

| 区分 | 合計 (人) | 男 (人) | 女 (人) |
|---------|-----------|----------|----------|
| 0歳～14歳 | 2,327 | 1,175 | 1,152 |
| 15歳～24歳 | 1,635 | 838 | 797 |
| 25歳～34歳 | 1,562 | 841 | 721 |
| 35歳～44歳 | 2,145 | 1,117 | 1,028 |
| 45歳～54歳 | 2,548 | 1,288 | 1,260 |
| 55歳～64歳 | 2,705 | 1,313 | 1,392 |
| 65歳以上 | 7,196 | 3,153 | 4,043 |



第3節 災害の履歴

第1 風水害・土砂災害の履歴

町域で発生した風水害等の記録のうち、その被害状況が明らかな昭和以降の災害の履歴をみると、昭和51年10月に越前地域の沿岸を襲った高波被害、平成元年7月に落石がマイクロバスを直撃して15名が亡くなった災害等が大きな被害として挙げられる。また、最近の災害としては、平成10年9月に台風第7号による大規模な災害が発生し、平成29年10月の台風第21号では、本町が始まって以来初めとなる避難勧告を、平成30年10月の台風第21号では避難指示（緊急）を発令するなど、年々災害の規模が大きくなる傾向にある。

なお、過去に発生した災害の履歴をみると、町域では、山崩れ、落石及び高波による災害が越前地区で多発している傾向が見受けられるが、平成10年の台風第7号や平成30年7月豪雨のように、大雨によっても大規模な災害が発生することも読み取れる。

[風水害等の記録]

| 発生年月日 | 種類 | 主な被害状況 |
|--------------------------|----------------|---|
| 昭和5年（1930） 7月12日 | 山崩れ | 旧）越前町[梅浦の山崩れ] 死者：9名、負傷者：2名 住家被害：7戸 |
| 昭和27年（1952） 6月23日 | 山崩れ | 旧）越前町[米ノ山崩れ] 死者：9名、負傷者：2名 |
| 昭和51年（1976） 10月29日 | 高波 | 旧）越前町 家屋全壊：9戸、家屋半壊：57戸 その他建物：63戸、浸水：90戸 被害船舶：62隻 |
| 平成元年（1989） 7月16日 | 落石 (国道305号) | 旧）越前町 死者：15名 |
| 平成2年（1990） 7月16日 | 高波 | 旧）越前町 負傷者：1名、被災家屋：17戸 漁船被害：32隻 |
| 平成10年（1998） 4月15日 | 崩壊災害 | 旧）越前町 全壊：1棟、半壊：2棟 一部損壊：6棟 |
| 平成10年（1998） 9月21～22日 | 台風第7号 (大雨) | 旧）4町村の被害合計 死者：1名、負傷者：4名 住家全壊：7棟、住家半壊：12棟 一部損壊：41棟、非住家被害：28棟 床上浸水：153棟、床下浸水：216棟 |
| 平成16年（2004） 11月27日 | 高波 | 被災家屋：4戸、漁船被害：15隻 |
| 平成29年（2017） 10月23～24日 | 台風第21号 (大雨) | 避難勧告発令 負傷者：1名 家屋半壊：1件、一部損壊9件 |
| 平成30年（2018） 7月5～7日 | 西日本豪雨 (大雨) | 避難指示（緊急）発令 家屋一部損壊：4件、 床上浸水：3件、床下浸水：6件 |
| 令和3年（2021） 7月29日 | 大雨 | 避難指示発令 負傷者：1名 床上浸水：15件、床下浸水：41件 |
| 令和5年（2023） 7月13日 | 大雨 | 避難指示発令 床上浸水：3件、床下浸水：33件 |

第2 雪害の履歴

町域で発生した雪害の記録として、いわゆる 38 豪雪と 56 豪雪の記録が若干残されており（宮崎村史（上巻））、雪害としては、主として建物被害並びに林産被害（杉などの倒伏折損）が多数発生している。その後、町域では暖冬少雪傾向が続き、雪害は影を潜めていたが、平成 17 年 12 月から翌年 1 月は記録的な大雪に見舞われ、町域では建物被害が発生したほか、交通機関にも運休等の被害が生じた（越前町雪害対策本部設置：平成 17 年 12 月 22 日～平成 18 年 2 月 15 日）。また、平成 30 年 2 月には、平成 30 年豪雪に見舞われた（越前町雪害対策本部設置：平成 30 年 2 月 6 日～平成 30 年 2 月 26 日）。

[雪害の記録]

| 発生年月日 | 種類 | 気象概況 | 主な被害状況 |
|-------------------|---------------|---|--|
| 昭和 38 年 (1963) | 大雪 (38 豪雪) | 織田観測所（県警） 最大積雪：340cm | 建物被害、林産被害（詳細不明） |
| 昭和 56 年 (1981) | 大雪 (56 豪雪) | 旧) 宮崎村役場 最大積雪：217cm | 旧) 宮崎村 住家一部損壊：60 棟、非住家全壊 3 棟 非住家一部損壊：87 棟など |
| 平成 18 年 (2006) | 平成 18 年豪雪 | 織田分遣所（消防） 最大積雪：94cm 笈松観測点（役場） 最大積雪：168cm | 越前町 負傷者：2 名 住家一部損壊：11 棟 非住家一部損壊：12 棟 |
| 平成 30 年 (2018) | 平成 30 年豪雪 | 丹南土木（気比庄） 最大積雪：126cm 丹生分署（消防） 最大積雪：124cm | 負傷者：3 名 非住家全壊：37 棟 非住家半壊：11 棟 非住家一部損壊：5 棟 |

第3 地震・津波災害の履歴

県内で発生した地震災害として、昭和 23 年の福井地震や昭和 36 年の北美濃地震が知られるが、町域にかかわる地震被害の記録に乏しく、その被害状況の詳細は明らかでない。

しかしながら、福井地震における家屋倒壊率をみると、町域では武生盆地の西縁に位置する平野部で家屋被害が発生しているが、丹生山地に位置する朝日、宮崎、越前及び織田の各地区では、地震・津波時の家屋被害は皆無となっている。

[越前町及び周辺地域の被害地震]

| 発生年月日 | 名称 | マグニチュード | 被害等の状況 |
|----------------------------|--------|---------|--|
| 昭和 23 年 (1948) 6 月 28 日 | 福井地震 | 7.1 | [丹生郡] 死者：34 名、負傷者：31 名 全壊：15 棟、半壊：173 棟、焼失：2 棟 |
| 昭和 36 年 (1961) 8 月 19 日 | 北美濃地震 | 7.0 | [福井県] 死者：1 名、重傷者：15 名、 家屋全壊：12 棟、家屋半壊：2 棟 |
| 昭和 38 年 (1963) 3 月 27 日 | 越前岬沖地震 | 6.9 | 若狭湾沖の地震。被害状況不詳。 |

[県内における津波記録]

| 発生年月日 | 地震の名称 | マグニチュード | 津波記録 (いずれも人的被害なし) |
|----------------------|----------|---------|----------------------|
| 昭和39年(1964) 6月16日 | 新潟地震 | 7.7 | 三国0.36m、敦賀0.46m |
| 昭和58年(1983) 5月26日 | 日本海中部地震 | 7.7 | 三国1.2m、高浜1.9m |
| 平成5年(1993) 7月12日 | 北海道南西沖地震 | 7.8 | 福井港0.9m、敦賀港0.9m |

[総戸数に対する家屋全壊率の分布(福井地震)]



第4 その他災害履歴

町域で発生したその他の災害として、死者等の人的被害や 1,000m²以上の焼損面積を生じた火災を中心に整理した結果、火災以外に、越前地区では昭和 26 年梅浦で発生した機雷爆発や平成 7 年 1 月のナホトカ号重油流失事故（船長の死体が白浜地区に漂着）など、特異な災害に見舞われたことが伺える。

[その他災害の記録]

| 発生年月日 | 種 類 | 主な被害状況 |
|------------------------------------|---------|---|
| 昭和 8 年 (1933) 12 月 20 日 | 上山中火災 | 旧) 織田町 焼失：12 棟 |
| 昭和 19 年 (1944) 6 月 21 日 | 米 ノ 大 火 | 旧) 越前町米ノ 死者：2 名、焼失：21 戸 |
| 昭和 23 年 (1948) 5 月 1 日 | 農 家 火 災 | 旧) 朝日町[糸生村野田の大火] 焼損面積 9,825 坪 (32,423m ²)、詳細不詳 |
| 昭和 26 年 (1951) 2 月 5 日 | 機 雷 爆 発 | 旧) 越前町梅浦 死者：1 名、負傷者：8 名 |
| 昭和 36 年 (1961) 4 月 11 日 | 林 野 火 災 | 旧) 越前町梅浦 焼損面積：9 ha |
| 昭和 40 年 (1965) 4 月 17 日 | 林 野 火 災 | 旧) 越前町宿 焼損面積：5 ha |
| 昭和 42 年 (1967) 4 月 7 日 | 林 野 火 災 | 旧) 越前町高佐 焼損面積：9 ha |
| 昭和 50 年 (1975) 7 月 29 日 | 工 場 火 災 | 旧) 朝日町下糸生 全焼：4 棟 (1,419m ²) |
| 昭和 52 年 (1977) 2 月 15 日 | 工 場 火 災 | 旧) 宮崎村小曾原 全焼：1 棟、部分焼：1 棟 (1,186m ²) |
| 昭和 60 年 (1985) 1 月 25 日 | 工 場 火 災 | 旧) 宮崎村江波 全焼：2 棟 (1,118m ²) |
| 平成 5 年 (1993) 4 月 7 日 | 住 宅 火 災 | 旧) 越前町道口 負傷者：1 名、全焼：17 棟、部分焼：10 棟 (2,702m ²) |
| 平成 9 年 (1997) 1 月 13 日～4 月 30 日 | 重 油 流 出 | 1 月 2 日にロシア船籍タンカー「ナホトカ号」の船体が折損し、推定約 6,240 ㎥の C 重油が流出。1 月 9 日に越前岬に重油が漂着。 ※月日は旧) 越前町災対本部設置期間を示す。 |
| 平成 17 年 (2005) 11 月 9 日 | 住 宅 火 災 | 越前町城ヶ谷 全焼：9 戸、部焼：3 戸 |

第4節 災害の想定等

第1 地震災害の想定

福井県では、国が平成21年7月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内及び周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度に改めて地震被害予測調査を実施した。

平成22・23年度の福井県の地震被害予測調査結果は、次のとおりである。

1 想定地震

(1) 想定断層

- ①福井平野東縁断層帯（想定M=7.6／断層長さ約45km）：嶺北地域に影響
- ②浦底一柳ヶ瀬山断層帯（想定M=7.2／断層長さ約25km）：嶺南地域に影響

(2) 震度分布

- ①福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布
- ②浦底一柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中

2 被害の概要

想定地震それぞれにおける本町の被害予測結果は、次のとおりである。

| 項目 | | ①福井平野東縁断層帯 | ②浦底一柳ヶ瀬山断層帯 |
|--------------------------------|----------------------|------------|---------------|
| 震度 | | 4～6強 | 5弱～6弱 |
| 建物被害 (棟) | 全壊 ^{※1} | 39 (0.3%) | 107 (0.8%) |
| | 半壊 ^{※1} | 149 (1.1%) | 1,219 (9.3%) |
| | 火災・延焼 ^{※2} | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| 人的被害 ^{※3} (人) | 死者数 | 1 (0.0%) | 7 (0.0%) |
| | 負傷者数 | 18 (0.1%) | 150 (0.6%) |
| | 重症者数 | 2 (0.0%) | 7 (0.0%) |
| | 軽症者数 | 17 (0.1%) | 144 (0.6%) |
| ライフ ライン 被害 ^{※4} | 上水道断水世帯数(世帯) | 734 (9.1%) | 5,510 (68.6%) |
| | 下水道被災人口(人) | 656 (2.8%) | 439 (1.8%) |
| | 停電軒数(軒) | 16 (0.2%) | 160 (1.5%) |
| | 電話不通回線数(軒) | 1 (0.0%) | 9 (0.1%) |
| | 都市ガス(戸) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| | LPGガス(件) | 9 (0.2%) | 2 (0.0%) |
| 避難者数 ^{※5} (人) | | 762 (3.2%) | 4,866 (20.5%) |
| | 建物被害による | 109 (0.5%) | 1,198 (5.0%) |
| | 断水による | 653 (2.7%) | 3,668 (15.4%) |
| 震災廃棄物 | 重量(千トン) | 6 | 66 |
| | 体積(千m ³) | 8 | 108 |

※1：全壊、半壊は被害が最大となる「揺れ+液状化」による建物被害の場合（積雪による影響は考慮せず。）

※2：火災は、被害が最大となる「冬18時、風速10m/s」の場合

※3：死者、負傷者数が最大となる「冬5時、風速10m/s」の場合を想定

※4：上水道断水世帯数、下水道被災人口ともにピーク時を想定、停電軒数は被害が最大となる「冬18時、風速10m/s」の場合、不通回線数は被害が最大となる「冬18時、風速10m/s」の場合

※5：避難者数は、建物被害による避難者数と断水による避難者数の合計、1日後をピーク時として算出

第2 津波災害の想定

津波発生時における被害の想定は、県による「福井県における津波シミュレーション結果について」（平成24年9月3日）に基づいて以下に概説する。

なお、この津波シミュレーションは、国が平成25年度から実施している海域の断層調査の結果がまだ示されておらず、詳細な地形データや過去の地震の活動履歴等が不明であり、地震の規模や発生確率についても明らかになっていないことから、国が調査結果を示すまでの間の措置として、県が独自に断層モデル等の条件設定を行い、実施したものである。福井県地域防災計画においては、国による断層調査の結果により、改めて津波シミュレーションを実施した上で修正するものとしている。本町においても、今後、県の修正にあわせ見直しを図るものとする。

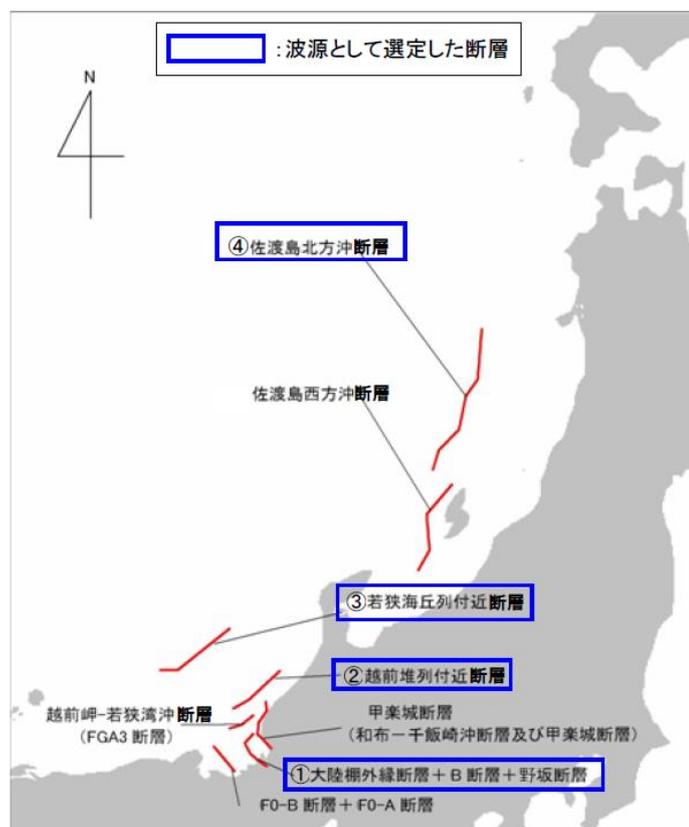
1 波源の選定

津波波源の検討に当たっては、福井県津波対策検討事業実施委員会において、国や研究者による活断層調査資料や最新の海底地質図を参考に幅広く検討対象として県への影響が予測される8つの津波波源候補を選定し、各波源について津波高のシミュレーションを実施している。また、県内沿岸における最大波高の分布状況から、影響が大きい波源を次の4つに絞り込んでいる。

なお、断層モデルについては、県が独自に設定したものとなっており、本来、地盤の厚さや傾斜角等は、各断層で個別に異なるが、日本海西部における断層の詳細は明らかになっていないため、今回のシミュレーションでは、「土木学会2002」の考え方にに基づき、全ての断層についてこれらのパラメータを一律と仮定して計算している。

[選定波源]

| 選定波源 | マグニチュード Mw | 地震により隆起する地盤 | |
|----------------|---------------|-------------|--------------------|
| | | すべり量 | 長さ、幅 |
| ① 大陸棚外縁+B+野坂断層 | 7.28 | 3.73m | 長さ 49km 幅 17.32km |
| ② 越前堆列付近断層 | 7.44 | 4.62m | 長さ 65km 幅 17.32km |
| ③ 若狭海丘列付近断層 | 7.63 | 6.43m | 長さ 90km 幅 17.32km |
| ④ 佐渡島北方沖断層 | 7.99 | 12.01m | 長さ 167km 幅 17.32km |



2 県による津波シミュレーションの結果

(1) 津波高

津波高は、越前堆列付近断層を波源とする津波が最も高く、津波高は 1.34m～5.51mと想定され、中でも梨子ヶ平付近が最も高くなる。また、若狭海丘列付近断層を波源とする津波でも、1.41m～4.38mが想定されている。

[各波源における想定津波高]

| 野坂、B及び大陸棚外縁断層 | 越前堆列付近断層 | 若狭海丘列付近断層 | 佐渡島北方冲断層 |
|---------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 0.91～2.24 | 1.34～5.51 (梨子ヶ平付近) | 1.41～4.38 | 1.11～2.95 |

(単位：m)

(2) 津波到達時間

津波到達時間は、野坂、B及び大陸棚外縁断層を波源とする津波が最も速く、第一波到達時間は2～6分、最大波高到達時間は5～31分程度と想定されている。次いで、越前堆列付近断層を波源とする津波の第一波が12分～17分、最大波高到達時間は12分～18分で到達することが想定されている。

なお、佐渡島北方冲断層を波源とする津波では、第一波が65分～88分（最大波高到達時間は98分～290分）で到達するなど、断層の位置により、本町への到達時間に差異があることに注意する必要がある。

[各波源における想定津波到達時間]

| 野坂、B及び大陸棚外縁断層 | | 越前堆列付近断層 | | 若狭海丘列付近断層 | | 佐渡島北方冲断層 | |
|---------------|----------|----------|----------|-----------|----------|----------|----------|
| 第一波到達時間 | 最大波高到達時間 | 第一波到達時間 | 最大波高到達時間 | 第一波到達時間 | 最大波高到達時間 | 第一波到達時間 | 最大波高到達時間 |
| 2～6 | 5～31 | 12～17 | 12～18 | 23～29 | 25～31 | 65～88 | 98～290 |

(単位：分)

(3) 浸水深図（浸水域面積及び推定域内人口）等

県では、上記4つの波源から、次の方法で浸水深図等を作成している。

- ① 津波高及び浸水深は満潮時での計算（平常潮位+0.47m）。
- ② 4つの波源により、50mメッシュで津波高や津波到達時間を算出するとともに、本町に最も影響のある波源となる「越前堆列付近断層」及び「若狭海丘列付近断層」の2つを選定。
- ③ 浸水深図は、海岸保全施設がある場合とない場合の2つのパターンを考慮し、町が避難場所や避難経路などを記載したハザードマップを作成できるよう、それぞれ10mメッシュの浸水深図を作成。
- ④ 上記②で選定した2つの波源の浸水区域のメッシュを重ね合わせた最大浸水深図を作成。

浸水深図によれば、若狭海丘列付近断層を波源とする津波では、浸水域面積が49ha、推定域内人口は465人。越前堆列付近断層を波源とする津波では、浸水域面積が68ha、推定域内人口は614人と推定されている。

なお、最大浸水域の面積及び推定域内人口（両波源の浸水区域のメッシュを重ね合わせた最大浸水深図）においては、浸水域面積が71ha、推定域内人口は630人に及ぶ。

[浸水域面積及び推定域内人口]

| 海岸保全施設がない場合 | | | | 最大浸水域の面積及び推定域内人口 | |
|-------------|------------|------------|------------|------------------|------------|
| 若狭海丘列付近断層 | | 越前堆列付近断層 | | | |
| 浸水域面積 (ha) | 推定域内人口 (人) | 浸水域面積 (ha) | 推定域内人口 (人) | 浸水域面積 (ha) | 推定域内人口 (人) |
| 49 | 465 | 68 | 614 | 71 | 630 |

第3 原子力災害の想定

原子力災害とは、原子力事業所の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。

原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）においては、原子力事業所外における放射性物質又は放射線の放出が一定の水準を超えた場合には、原子力緊急事態（同法第2条第2号に規定する「原子力緊急事態」をいう。以下同じ。）に該当するものとされ、種々の緊急事態応急対策が講じられることとなる。

1 放射性物質又は放射線の放出形態及びそれによる被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、その要因である放射性物質又は放射線の放出の形態及び町民等の生命・身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

(1) 放射性物質又は放射線の放出形態

① 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の放射性希ガス、発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

② 核燃料施設で想定される放出形態

ア 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は上記①と同様にプルームとなって放出・拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

イ 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。

なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

(2) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

① 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

② 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取や傷口から体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

2 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、次のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- (1) 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- (2) 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- (3) 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- (4) 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- (5) 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、町民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、町民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応の方が効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、上記の特殊性を考慮しつつ一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

3 放射線の防護措置の基本的考え方

原子力災害が発生した場合には、上記で述べた原子力災害の特殊性を踏まえた上で、町民等に対する放射線被ばくの防護措置を講じることが最も重要となる。基本的な考え方としては、国際放射線防護委員会（ICRP）※等の勧告、特にPublication 109、111やIAEAのGSR Part 7等の原則に則り、町民等の受ける被ばく線量を最小限に抑えると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑えることが必要である。

4 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

(1) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分

本町における、原子力防災資機材、環境放射線モニタリング設備及び通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、原子力事業者が、原災法第2条第4号の規定に基づく原子炉の運転等を行う工場又は事業所（以下「原子力事業所」という。）を対象に、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特長、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、次に示す基準に基づき地域の範囲を定める。

[原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ PAZ : Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域) 原子力事業所から概ね5kmの範囲○ UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone (緊急時防護措置を準備する区域) 原子力事業所から概ね30kmの範囲 |
|---|

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定

上記(1)で示した基準に基づく福井県における原子力事業所及び原子力災害対策重点区域を包括する市町（以下「関係市町」という。）は、次に示すとおりとなっており、本町は、日本原子力発電(株)の敦賀発電所2号機、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅ、関西電力(株)の美浜発電所3号機のUPZ圏内に位置する。

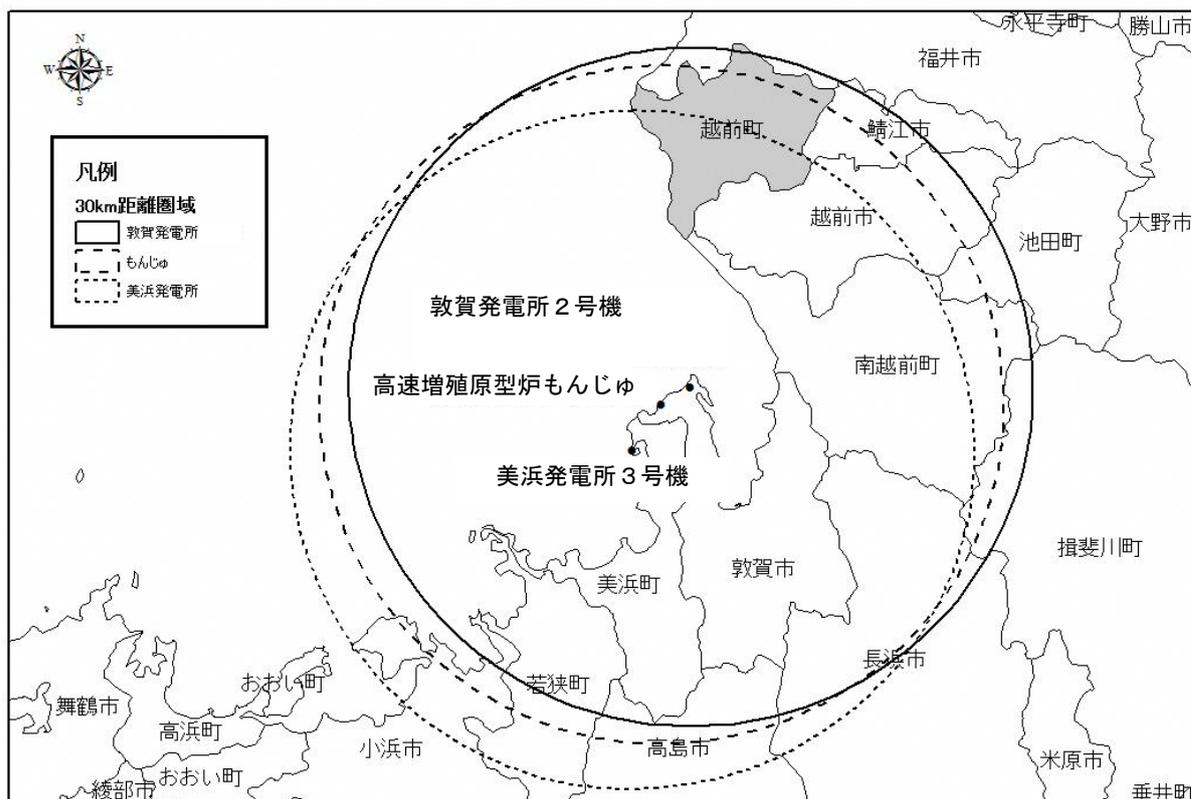
※国際放射線防護委員会（ICRP）

専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う民間の国際学術組織。

[福井県における原子力事業所及び関係市町]

| 原子力事業所 | PAZ 関係市町 (概ね 5 km 圏) | UPZ 関係市町 (概ね 30km 圏) |
|----------------------------------|-------------------------|---|
| ・ 日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機 | 敦賀市 | 敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、 越前町 、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市 |
| ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ | 敦賀市、美浜町 | 敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、 越前町 、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市 |
| ・ 関西電力(株)美浜発電所 3号機 | 美浜町、敦賀市 | 美浜町、敦賀市、若狭町、南越前町、小浜市、越前市、 越前町 |
| 関西電力(株)大飯発電所 | おおい町、小浜市 | おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町 |
| 関西電力(株)高浜発電所 | 高浜町 | 高浜町、おおい町、小浜市、若狭町 |

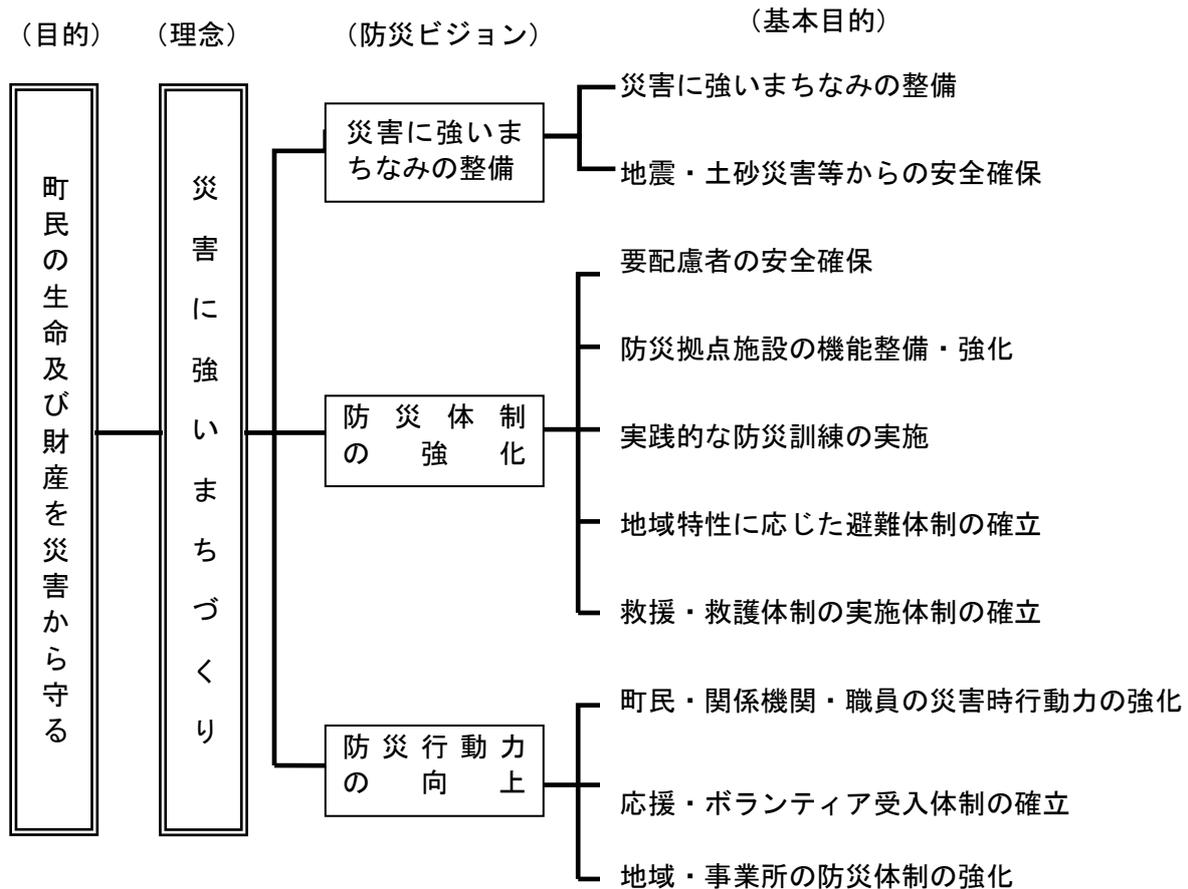
[本町における原子力災害対策重点区域 (原子力事業所から概ね 30km (UPZ) の範囲)]



第5節 計画の基本方針（防災ビジョン）

町民の生命及び財産を災害の危険性から守るため、中長期的・総合的な視点のもとに、本町における防災施策の基本理念を「災害に強いまちづくり」とする。

災害に強いまちづくりとして、町は災害に強いまちなみの整備（構造的対策）と防災体制の強化を推進するとともに、防災行動力の向上を図ることで「災害に強いまちづくり」を目指した防災施策を総合的に推進する。



第1 災害に強いまちなみの整備

- 1 災害に強いまちなみ整備
住宅密集地での延焼火災、地震発生時の建物倒壊や落下物などを防ぐ整備を行う。
- 2 地震、土砂災害等からの安全確保
地震発生時の崖崩れや津波、大雨等による浸水、土石流等の災害から安全が確保できるよう、避難施設等の整備を推進する。

第2 防災体制の強化

- 1 要配慮者の安全確保
介助支援等を必要とする要配慮者に対し、災害時の安否確認や適切な安全確保が実施できる環境をつくる。

- 2 防災拠点施設の機能整備・強化
災害が発生した直後の混乱の中でも、速やかに応急・復旧活動が行える防災拠点施設の機能整備や、緊急物資の備蓄等の強化に努める。
- 3 実践的な防災訓練の実施
実践的な防災訓練を実施することにより、災害時の行動力を強化するとともに、防災活動の検証を行う。
- 4 地域特性に応じた避難体制の確立
各種災害に関するハザードマップの整備を推進し、地域の災害特性に合わせた避難体制を確立する。
- 5 救援・救護対策の実施体制の確立
広域的で同時多発する災害時にも、迅速で適切な救援・救護対策が実施できる支援体制の整備を推進する。

第3 防災行動力の向上

- 1 町民、関係機関及び職員の災害時行動力の強化
町民、関係機関及び職員は、自らが安全を確保し、被害を最小限に止めて混乱から素早く立ち直る。また、家族や社会的弱者の安全を守るとともに、地域の防災力を最大限発揮できるリーダーの育成を図る。
- 2 応援・ボランティア受入体制の確立
大規模災害時を想定した相互応援態勢を確立するとともに、ボランティア等による救援活動が適切に行えるよう、関係機関と協力してその受入体制の整備を図る。
- 3 地域や事業所における防災体制の強化
地域や事業所における被害及び負傷者に対してお互いに協力できるよう、町民の自主的な防災組織や、事業所の自衛防災組織等の育成・充実を図る。

第2章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 各機関の責務

第1 越前町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び町民の協力を得て防災活動を実施する。

第2 福井県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするときなどは、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう指導、助言等の措置を講じる。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。また、県、市町及び関係機関の防災活動に協力する。

第6 町民及び事業者

町民及び事業者は、日頃から災害に備え、町及び県をはじめその他関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分の身は自分で守る」という意識の下に積極的に自主防災活動を行う。

第2節 各機関の連携

災害対策の実施に当たっては、国、県、市町、指定地方公共機関及び指定公共機関はそれぞれの機能を果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る必要がある。特に、災害時には状況が刻々と変化していくことや、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

併せて国、県、市町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進する。

第3節 処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

なお、雪害、海上災害及び原子力災害時における処理すべき事務又は業務の大綱は、一般災害対策及び震災対策の事務又は業務の大綱を基本とした上で、第2編「災害予防計画」において、それぞれの災害特性に応じ、追加で定める。

第1 越前町

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----------------------------|--|
| 1 越 前 町 | (1) 越前町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報活動 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の医療救護 (8) 避難並びに広域避難に関する協議及び被災者の受入れ (9) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 (10) 災害対策要員の動員、資機材等の整備、借上及び協力要請 (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 災害時における文教対策 (13) 災害時におけるボランティア活動の支援 (14) 被災施設の応急復旧 (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (16) 要配慮者支援体制の整備 (17) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 |
| 2 鯖江・丹生消防組合 ・消防署 ・消防団 | (1) 火災の予防、警戒及び消火に関すること。 (2) 人命の救急救助に関すること。 (3) 緊急援助隊との連絡調整に関すること。 (4) 災害時における緊急避難の広報及び誘導に関すること。 (5) 災害情報の収集に関すること。 (6) 福井県広域消防相互応援協定に基づく業務に関すること。 |
| 3 鯖江広域衛生施設組合 | (1) 災害時における清掃に関すること。 (2) 災害時におけるし尿処理に関すること。 |

第2 福井県

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|----------------|---|
| 1 福 井 県 | (1) 福井県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通、輸送の確保 (10) 災害時における文教対策 (11) 災害時における公安警備 (12) 被災産業に対する融資等の対策 (13) 被災施設の復旧 (14) 被災県営施設の応急対策 (15) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (16) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん (17) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 |
| 2 丹南健康福祉センター | (1) 災害時における防疫、救護等の実施 (2) 災害時における公衆衛生の向上及び増進 |
| 3 丹南土木事務所 | (1) 道路、橋梁、河川等の公共土木施設の維持管理 (2) 被災施設の復旧 |
| 4 福井県警察(鯖江警察署) | (1) 災害情報収集 (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 (3) 避難誘導 (4) 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 (5) 救出救助 (6) 緊急輸送の支援 (7) 行方不明者の捜索 (8) 検視及び身元確認 (9) 犯罪の予防及び社会秩序の維持 (10) 広報活動 |
| 5 丹南農林総合事務所 | (1) 農地、農業施設の防災指導 (2) 農地、農業施設の災害応急対策の指導 (3) 農作物の災害応急対策の指導 (4) 治山、林道整備の防災指導 (5) 林産物の防災指導 |
| 6 南越県税事務所 | (1) 災害時における県税の特別措置 |
| 7 越前漁港事務所 | (1) 漁業関係の災害応急対策に関する指導及び連絡調整 |

第3 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 1 中部管区警察局 (福井県情報通信部) | (1) 管内各県警察の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用 |
| 2 北陸総合通信局 | (1) 電波の監理及び有線電気通信の確保 (2) 災害時における非常通信の確保 |
| 3 北陸財務局 ・福井財務事務所 | (1) 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金(災害つなぎ資金)の貸付 (3) 災害時における金融機関の緊急措置の指示 (4) 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 (5) 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎及び宿舍)の情報収集及び情報提供 |
| 4 近畿厚生局 | (1) 救援等に係る情報収集及び提供 |
| 5 福井労働局 ・武生労働基準監督署 | (1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導 |
| 6 福井労働局 ・武生公共職業安定所 | (1) 災害時における労働者等の供給 (2) 被災者に対する職業のあっせん等 |
| 7 北陸農政局 ・福井県拠点 | (1) 国営農業用施設の整備と防災管理 (2) 国営農業用施設の災害復旧 (3) 農地及び施設の災害対策に関する福井県及び本省との連絡調整 (4) 農地及び農業施設の緊急査定 (5) 災害時における米穀及び応急用食料等に関する福井県及び本省との連絡調整 |
| 8 近畿中国森林管理局 ・福井森林管理署 | (1) 国有保安林、治山施設等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策用復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防 |
| 9 近畿経済産業局 | (1) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (3) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 (4) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 (5) 工業用水道の供給の確保に係る指導及び要請 |
| 10 近畿地方整備局 ・福井河川国道事務所 ・足羽川ダム工事事務所 ・九頭竜川ダム統合管理事務所 | (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 (3) 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 (4) 直轄公共土木被災施設の復旧 (5) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施 |

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------------------------|---|
| 12 東京管区气象台 ・福井地方气象台 | (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施 |
| 13 第八管区海上保安本部 ・敦賀海上保安部 | (1) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、排出油等の防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去及び規制 (3) 海上衝突予防法及び港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒 |
| 14 国土地理院 (北陸地方測量部) | (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供 (2) 地理情報システムの活用に関すること (3) 公共測量の技術的助言 |

第4 自衛隊

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------|---|
| 1 自 衛 隊 | (1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣 (2) 災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力 |

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 1 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株)(福井支店) ・(株)NTTドコモ ・KDDI(株)(北陸総支社) ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル(株) | (1) 電気通信施設の整備及び防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧 |
| 2 日本赤十字社 ・福井県支部 | (1) 災害時における被災者の医療救護およびこころのケア (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 血液製剤の供給 |
| 3 電力関係機関 ・北陸電力(株) ・北陸電力送配電(株) ・関西電力(株)(原子力事業本部) ・関西電力送配電(株) ・日本原子力発電(株) (敦賀発電所) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(敦賀事業本部) | (1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 |
| 4 ガス関係機関 ・(一社)福井県エルピーガス協会 | (1) 災害時における施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 |
| 5 鉄道軌道機関 ・福井鉄道(株) ・京福バス(株) | (1) 施設等の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧 |
| 6 自動車輸送機関 ・日本通運(株)(福井支店) ・福山通運(株)(福井支店) ・佐川急便(株) (本社(中日本)) ・ヤマト運輸(株) (福井主管支店) ・濃飛西濃運輸(株) (福井支店) | (1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送 (3) 転落車両の救出等 |
| 7 土地改良区 | (1) 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2) 災害復旧事業、湛水防除事業及び各種防災事業の調査並びに測量設計業務 |
| 8 報道機関 ・日本放送協会(福井放送局) ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株) ・福井新聞社 ・(株)日刊県民福井 ・丹南ケーブルテレビ(株) | (1) 町民に対する防災知識の普及及び予警報等の迅速な周知 (2) 町民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力 |

第1編 総則

第2章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第3節 処理すべき事務又は業務の大綱

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------------------------|---|
| 9 日本郵便（株）北陸支社 ・町内郵便局 | (1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (3) 災害時における郵便局の窓口業務の維持 |
| 10 福井県医師会 | (1) 災害時における医療救護活動の実施 |

第6 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----------------|--|
| 1 丹生郡医師会 | (1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 災害時における医療救護活動の実施 |
| 2 越前町社会福祉協議会 | (1) 要配慮者の救護活動 (2) 災害時のボランティア受入れ、調整等 |
| 3 福井県農業協同組合 | (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農業に対する融資、あっせん (4) 農業生産資材及び農業生活資材の確保、あっせん (5) 農作物の需給調整 |
| 4 越前福井森林組合 | (1) 町及び県が行う被害状況調査及びその他応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資、あっせん |
| 5 越前町漁業協同組合 | (1) 組合員の被災状況調査及びその応急対策 (2) 漁船及び共同利用施設の災害応急対策及びその復旧 (3) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (4) 防災に関する情報の提供 (5) 町及び県が行う被害状況調査その他応急対策の協力 |
| 6 越前町商工会 | (1) 商工業者への融資、あっせんの実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資及び復旧資材の確保、協力、あっせん |
| 7 越前町観光連盟 | (1) 災害時における旅館、民宿等の連絡調整 (2) 町及び県が行う被害状況調査その他応急対策の協力 |
| 8 病院等医療施設管理者 | (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産及び救助 |
| 9 社会福祉施設管理者 | (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における利用者の保護 |
| 10 金融機関 | (1) 被災事業者等に対する資金の融資 |
| 11 学校法人 | (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 被災時における応急教育対策計画の確立と実施 (3) 被災施設の災害復旧 |
| 12 文化事業団体 | (1) 町及び県が行う応急対策等への協力 |
| 13 危険物関係施設管理者 | (1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底 |
| 14 原子力施設の管理者 | (1) 原子力施設の防災管理 (2) 放射能災害対策の実施 |
| 15 (株)丹南ケーブルテレビ | (1) CATV施設の整備と防災管理 (2) 被災施設の復旧 |

